

○たきぐち委員 それでは、まず初めに、第六十七号議案、東京都霊園条例の一部を改正する条例について伺いたいと思います。

昨年十一月から、東京都パートナーシップ制度の運用が始まりました。このことで、宣誓したカップルの都営住宅への入居や、医療機関における診療情報の提供などが可能となり、人権尊重条例の改正と同時に、都営住宅の関係条例なども改正されました。

先週の子算特別委員会における我が会派の藤井議員の質疑の中で、パートナーシップ宣誓制度の受理証明書の交付件数は、二月末時点で六百六件との答弁がありました。昨年十二月時点では約四百件程度だったということで、この数字は総務局人権部のホームページで確認できるところであります。

昨日確認したところ、最新の数字にはまだ更新をされておらず、一月末時点で五百十六件ということでありました。四百件、五百件、六百件と、一か月百件程度のペースで増加していることが分かり、宣誓制度を望んでいる方が多いということが再認識できるところであります。

LGBTQカップルが苦勞することとして、死後の住まいであるお墓のことがしばしば指摘をされます。日本の場合、墓石に〇〇家の墓と刻まれることが多くて、家族と一緒に入るといった認識が強くありますが、家族や夫婦の在り方、婚姻の形など、価値観が多様化する中で、これまでも、例えば事実婚などにおいても同様の課題があったというふうに思います。

民法では、第八百九十七条、祭祀に関する権利の承継におきまして、お墓を引き継ぐ祭祀主宰者については明確に定められていますが、埋蔵される遺骨に関しての定めはなく、法的には、誰の遺骨であっても埋蔵することは可能というふうになっています。

しかし、実際には、墓地の管理規約で、例えば、埋蔵できるのは原則三親等以内の家族までといったように定められていたり、管理規約には定めがなくても、祭祀承継者や親族の理解が得られなかったりということで、トラブルを回避するために管理者側が敬遠するケースなどがあるやに聞いております。

そこでまず、都立霊園に納骨できるのは親族だけなのか伺います。

○小谷公園緑地部長 都立霊園では、墓所使用者の親族のご遺骨を納骨することが原則となっております。ただし、亡くなった方が親族でない場合でありましても、墓所使用者がその方の葬儀の喪主を務めるなどしていれば、そのご遺骨を納骨することができます。

○たきぐち委員 都立霊園では、既に都立霊園を使用している方であれば、原則親族であります。親族でないパートナーの方のご遺骨であっても、葬儀の喪主などを務めるなどしていれば、従前から納骨できていたということが分かりました。

一方、都立霊園の申込みの際には、墓所施設の種類に応じて様々な資格要件がありますが、昨年十一月の東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、申込み時の取扱いについて一部見直しを行ったと聞いております。

具体的に都立霊園の申込みはどのように変わったのか伺います。

○小谷公園緑地部長 都立霊園に申し込む際は、申込者のご遺骨の関係が夫婦または親子などの親族であることなどが要件となっております。

都のパートナーシップ宣誓制度を踏まえまして、昨年十一月から、都のパートナーシップ関係の証明を受けた方々につきましても申込みは可能となっており、随時申し込むことができる一時収蔵施設におきましては、既に運用が開始されております。

本年六月に実施する年一回の都立霊園使用者募集においても、内部手続を進めておりまして、同様の対応とい

たします。

○たきぐち委員 ご答弁のありました一時収蔵施設、これは、墓所や納骨堂が見つかるまでの間、一年間、手続をすれば最長で五年間、ご遺骨を預かるというもので、これはパートナーシップ宣誓制度を踏まえ、要領の変更を行って、既に運用を始めているということでもあります。

また、年一回の募集についても、今、内部手続を進めているというご答弁でありましたが、これは要綱を変更するということを聞いておりますが、六月の募集に対応するということを確認させていただきました。

次に、墓じまいについて伺います。

少子高齢化、核家族化が進行する中で、お墓を承継する人がいないため、墓じまいをする人が多くなっていると聞きます。

都では、墓じまいを希望する方のための制度として、施設変更制度というものがありますが、どのような制度であるのか。また、平成十五年から始まり、開始当初は年に百件程度の利用実績だったと聞きますが、最近の利用状況についても併せて伺います。

○小谷公園緑地部長 施設変更制度は、都立霊園の使用者で、承継者がいないため墓所の返還を希望する方が、ご遺骨を合葬式墓地に改葬することができる制度であります。この制度により墓所が返還され、合葬式墓地へ改葬された後でも、墓所使用者本人とその配偶者については、生前に登録することで、その合葬式墓地への納骨が可能となっております。

年間利用件数は、令和三年度は七百三十件、四年度は八百二件であります。

○たきぐち委員 平成十五年からこの二十年間で利用件数が八倍近くになっているということは社会情勢を反映した数字でありまして、この施設変更制度は墓じまいのニーズに応えるものと理解をいたしました。

ただし、現状では、利用できるのは本人と配偶者となっております。今回の条例改正案にはパートナーシップ関係への適用についても盛り込まれておりますが、今後どのように運営していくのか見解を伺います。

○小谷公園緑地部長 今回の条例改正によりまして、配偶者のほか、東京都パートナーシップ宣誓制度の証明を受けた方も生前登録の対象となります。施設変更制度の申込みは年に三回受け付けておりまして、本年七月の受付分から適用されることとなります。

今後とも、当事者の方々の思いに沿った施設運営を行ってまいります。

○たきぐち委員 パートナーシップ宣誓制度によって、一時収蔵施設、新規利用、合葬式墓地への改葬、いずれにおいても申込みが可能となるということが分かりました。

私の知人の住職二人に話を聞いたところ、宗門において、まさに今、このLGBTQの方々に対してどのように対応していくのかということ議論しているというお話がありました。知人の二人はそれぞれ別の宗派であるんですけども、原則として、法要を行って戒名が与えられお墓に埋葬されるという流れで、例えば男性の戒名は信士や居士、女性の場合は信女や大姉というのが通常でありまして、近年、三十代とか四十代という比較的若い世代の当事者から、自分たちが一つのお墓に入れるのかと、将来が心配だと相談を受けるケースが増加しているということでありまして、今後様々なケースにどのように対応していくべきかということを検討しているというお話でありました。

都立霊園については宗教宗派を問わないため、比較的スムーズに運用の変更がなされたものと理解をしております。今後、ご答弁がありましたとおり、当事者の思いに沿った施設運営に努めていただきたいと思います。

次に、インクルーシブ公園について伺います。

都立砧公園が都立公園第一号のインクルーシブ公園としてオープンしたのが令和二年、二〇二〇年の三月でありまして、翌年、区市町村に対して、インクルーシブ公園を整備する際の補助金が創設され、あわせて、誰もが遊べる児童遊具広場の整備のガイドラインが出されました。

これによって区市町村での整備が進むと同時に、十月には、都立で二番目となるにじいろ広場が都立府中の森公園に開設されました。

昨年第四回定例会で、我が会派の龍円都議の一般質問に対して中島都技監から、私の地元である荒川区にある都立汐入公園で具体の検討を始めているという答弁がありました。

そこで、汐入公園ではどのような遊具広場として改修していくのか伺います。

○根来公園計画担当部長 汐入公園は、隅田川沿いの豊かな水辺と緑に彩られた公園でございまして、テニスコートや子供たちに人気の遊具広場等があり、多くの方に親しまれております。

この遊具広場につきましては、老朽化が進んだ遊具の改修の機会を捉えて、ユニバーサルデザインに配慮した遊具を導入するなど、誰もが遊べる広場にリニューアルすることといたしました。

具体的には、地域の子供等の意見を広く聞きながら遊具の検討を進めており、車椅子に乗りながら利用できる複合遊具や、背もたれつきのブランコなどを新設いたします。さらに、子供たちを見守りながら休息ができるよう、パーゴラやベンチを増設いたします。

来年度から広場全体の工事に着手し、令和六年度に完成する予定でございまして。

○たきぐち委員 南千住汐入地区は、子育てしやすいまちとして常に上位にランクされる地域でありまして、この汐入公園は多くの家族、子供たちに親しまれている公園であります。

一昨日の日曜日にも、私も地域活動の途中で立ち寄らせていただきましたけれども、陽気もよく、芝生に敷物を敷いたり、テントを張ったりしながら、親子でバドミントンしたり、ツインタワー、まあ、これが特徴的なんですけれども、ツインタワーをはじめとした遊具で多くの子供たちが楽しんでいる様子を確認したところであります。

設計に当たって、地域の子供たちの意見を広く聞いたということでありまして、具体的には、隣接する小学校の各学年にアンケートを取ったり、こども園の保育士さんから意見を聞いたということを知っております。

来年度の秋から準備、撤去などが始まって、令和六年度の完成まで一年以上の工事が見込まれているところでありまして、当然ながら、その間、子供たちは遊具を使って遊ぶことができなくなるわけでありまして。工事中の安全の確保は当然のことといたしまして、工事をどのような計画で行っていくのか。例えば、完成した遊具から順次開放するなど、芝生のエリアも含めて、子供たちの遊び場がしっかりと確保できるよう、地域の声、子供たちの声を聞きながら進めていただきたいというふうに思います。

先ほど、ユニバーサルデザインに配慮した遊具を導入するという答弁がありましたが、ユニバーサルデザインというのは、誰もが使うことができることを目的としていて、インクルーシブ公園は、誰もが仲間として一緒に遊び、楽しむことを目的としているということ、私も龍円都議からレクチャーを受けました。ユニバーサルのハードだけ整備して終わりではなく、それを使ってどのように遊ぶかというソフト面での対応が重要であります。

我が会派では、子供の健全な成長において、教育と同じくらい重要であるのが遊びであるという考えの下、私も昨年の第三回定例会の代表質問で、豊かな遊びは子供の身体的能力を伸ばし、探究心、好奇心、感性を育み、他者との関わりからコミュニケーション力にも影響を与えると申し上げ、プレーパークの支援を求め、知事からは、子供たちが自由な発想で外遊びを楽しむことができるよう、区市町村やNPOなどと連携しながら、プレーパークのような遊び場を創出するとともに、子供の遊びや体験の幅を広げる役割を担うプレーリーダーの育成等を推進していくという答弁がありました。

また、先日の予算特別委員会の代表質疑では、福島都議から、インクルーシブプレーリーダーの育成について

子供政策連携室の見解を伺い、来年度から実施するプレーリーダーの育成研修において、インクルーシブな遊びの視点を取り入れていくと答弁があったところであります。

そこで、インクルーシブ公園では、遊具の選定だけではなく、遊具を使って、障害がある子もいない子も一緒に遊ぶことができる遊び方を伝えていくことが重要だと考えますが、見解を伺います。

○小谷公園緑地部長 これまで都立公園では、ユニバーサルデザインの遊具を初めて利用する人向けの見学会や、障害の有無にかかわらず、全ての子供が参加できるアートワークショップなどを実施してまいりました。

来年度は、砧公園では、子供の遊び場づくりの経験、知識を有するスタッフを活用し、ユニバーサルデザインの遊具をより多くの子供たちに楽しんでもらうイベントを行う予定であります。

今後、このようなイベントをインクルーシブな活動を行う団体とも連携し実施するなど、誰もが気軽に公園で楽しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

○たきぐち委員 ハード整備が中心の建設局におきまして、アートワークショップやインクルーシブなイベントなどに取り組んでいこうという姿勢を評価したいというふうに思います。

インクルーシブ公園で障害がある子とない子が交じって遊ぶことで、違いを自然に理解したり、付添いの親同士の相互理解も自然と深まることによって、インクルーシブコミュニティが育ち、インクルーシブな社会の形成へとつながっていく、そのための貴重な場がインクルーシブ公園だと考えます。

今後、完成した後の運営に継続的に参画できる仕組みづくりとともに、インクルーシブ公園にプレーリーダーが配置されることを要望しておきたいと思います。

次に、災害時における道路の通行機能の確保について伺います。

大規模な風水害や地震、火山の噴火など、いつ起きてもおかしくありません。都は、こうした災害リスクに加え、複数の災害が複合的に発生する事態も想定し、二〇四〇年代に目指す東京の姿とその実現に向けた道筋を明らかにしたTOKYO強靱化プロジェクトを策定いたしました。

今年は関東大震災から百年を迎える節目の年であります。都は昨年五月に、首都直下地震等による東京の被害想定を公表し、関係法令等の改正や災害に係る最新の動向等を踏まえ、東京都地域防災計画震災編を令和五年度早期に修正する予定と聞いております。

昨日も、環境局の質疑の中でも申し上げましたけれども、こうした対策を進めるに当たって、これまで発生した災害から教訓を得ながら、とりわけ、人の流れやまち並みが大きく変化し続けているこの首都東京においては、今後起こり得る災害に想像力を働かせて、被害を最小限に抑えていくための備えが必要だと考えます。

首都直下地震が発生すると、瓦礫や段差により道路の通行機能に大きな影響を及ぼすことは容易に想像できます。都道は災害時の人命救助や消火活動などを円滑に行うための基盤であることはいうまでもありません。

そこでまず、震災時における都道の通行確保に向けた取組について伺います。

○斉藤道路保全担当部長 震災時に救急救援活動や緊急物資の輸送を円滑に行うため、道路の通行機能を確保することは重要でございます。このため建設局では、約五百社の協力業者と災害協定等を締結し、東京地方に震度六弱以上の地震が発生した場合、これらの協力業者が自主的に出動し、速やかに道路の障害物除去を行う体制を整えております。

加えまして、陸橋等の高架下空間を活用した道路防災ステーションにホイールローダーや砕石などの資機材を配備しており、これらを用いて、総合防災訓練におきまして、協力業者と合同で障害物除去作業を実施するなど、防災対応力の向上も図っております。

○たきぐち委員 震度六弱以上の震災時には、約五百社の協力業者が自主的に出動して、道路の障害物除去を行

う体制を整えていることや、資機材の配備等々についてご答弁をいただきました。

次に、富士山噴火時の対策について伺います。

TOKYO強靱化プロジェクトでは、富士山が大規模に噴火した場合、最悪のケースでは、降灰は多摩地域をはじめ区部にも達し、停電発生、道路の交通支障、鉄道の運行停止など、インフラ被害が想定されております。

国の中央防災会議では、道路については、通常は十センチ以上、降雨時は三センチ以上の降灰で通行が不能になり、三センチ以下でも速度が落ち、渋滞になると予測しています。

富士山と都心とは約百キロ離れておりますので、溶岩や火砕流が迫ってくる心配はなく、命を脅かされることはないものの、強い西風によって、噴火から僅か二時間ほどで火山灰が流されてきて、道路や鉄道、電気など社会インフラに大きな影響を及ぼす都市型災害になる可能性を指摘する専門家もいます。

昨年の第三回定例会での私の代表質問に対し、降灰時でもインフラ、ライフライン等の機能を維持する方策の検討に着手したと総務局長から答弁がありました。インフラ、ライフライン等の機能を維持するためには、それらの施設につながる道路の交通機能を早期に回復させることが重要であります。

富士山噴火に伴う降灰時においても都道をしっかりと通行確保できるよう備えるべきであります。令和五年度の建設局の取組について伺います。

○齊藤道路保全担当部長 TOKYO強靱化プロジェクトでは、二〇四〇年代に目指す東京の姿といたしまして、富士山噴火に伴う降灰が生じましても、交通やライフラインが長期間停止するようなことがないよう、道路機能の早期回復を図ることとしております。

そのため、建設局では、今後予定されております地域防災計画火山編の修正に向けまして、関係局や関係事業者と連携し、除灰体制の整備、調整など、経済活動の継続に不可欠な道路交通網を早期に復旧するための方策に係る調査を実施してまいります。

○たきぐち委員 地域防災計画火山編の修正に向けて、関係局や関係事業者と連携しながら、降灰対策の調査を実施するというものであります。

当然ながら震災時のオペレーションが生かされるものと考えられますが、鹿児島などの先進自治体の取組なども参考に、建設局として、機動的な降灰除去作業など、道路機能を早期に回復させるための方策検討に主体的に取り組んでいただくことを要望しておきたいと思っております。

次に、無電柱化について伺います。

無電柱化は、災害時に電柱倒壊による道路閉塞を防止するなど、防災の観点などから重要な事業であり、これまで都は、数期にわたる計画に基づき、事業を進めてきたと認識をしております。首都直下地震や激甚化する風水害などの自然災害に備え、強靱化された首都東京を実現するためには、無電柱化をスピードアップする必要があると考えます。

そこで、どのように都道の無電柱化に取り組んでいくのか伺います。

○福永無電柱化推進担当部長 無電柱化は、都市防災機能の強化などの観点から重要な事業でございます。

都は、東京都無電柱化計画を改定いたしまして、年間の整備規模を倍増させるとともに、第一次緊急輸送道路や環状七号線の内側エリア等の都道について、優先的に整備を行うこととしております。

事業の実施に当たりましては、新たな材料を採用し設計に反映させるなど、さらなるコスト縮減を図りながら、新規着手規模を拡大いたします。

こうした取組により、無電柱化をさらに加速してまいります。

○たきぐち委員 一昨年、無電柱化加速化戦略を策定して、今ご答弁がございましたが、東京都無電柱化計画を改

定したというふうに承知をしております。

無電柱化の課題の一つが、一キロの整備に約五億円を要するといわれていたこのコストでありまして、これまでコスト縮減に取り組まれてきたことを承知しております。ご答弁がありましたとおり、新年度においてはコスト縮減によって新規着手規模を拡大するということでありまして、予算も前年度から三十六億円増、計上しているところであります。着実に進めていただきたいと思います。

一方で、都内全域で無電柱化を進めるためには、都道のみならず、都内の道路延長の約九割を占める区市町村道においても無電柱化を推進することが重要であります。

私の地元である荒川区では、都の支援制度を活用し無電柱化を進めていると聞いておりますが、いまだ道半ばであります。

そこで、区市町村道の無電柱化への支援実績と荒川区道の無電柱化事業の状況について伺いたいと思います。

○福永無電柱化推進担当部長 都は、令和四年度までに荒川区など五十区市町村に対して支援を実施しております。

荒川区は、令和元年七月に荒川区無電柱化推進計画を策定しておりまして、この中で、令和十年度までに優先的に整備もしくは着手すべき路線として無電柱化優先整備路線を位置づけるなど、無電柱化に取り組んでいます。

区は現在、無電柱化チャレンジ支援事業制度などを活用し、七つの路線で事業を進めておりまして、例えば、荒川遊園通りでは来年度、電線共同溝本体工事を予定しております。

引き続き、区市町村への支援を実施してまいります。

○たきぐち委員 チャレンジ支援事業を活用して、七路線で進められているということで、私も時々、その進捗状況を見せていただいているところであります。

ほかの自治体も含めて、議会の関係者と話をする機会がありましたが、都や国の財政的、技術的な支援がなければ当然進められないわけでありまして、詳細には費用負担など、クリアすべき課題もあるやに聞いております。都は、区市町村に積極的に働きかけると同時に、きめ細かな要望にも応えながら、事業の促進を図っていただくことを求めていると思っております。

最後に、隅田川テラス修景の連続化について伺います。

一昨年事務事業質疑で、隅田川に関して防潮堤の整備、耐震化、スーパー堤防やテラス整備、河川監視カメラの設置、橋梁の長寿命化やライトアップなど、幅広い観点で質疑させていただき、着実に取組を進めていただいているものと理解をしております。

隅田川は、都民に貴重なオープンスペースを提供している都市施設でもあります。この隅田川を、人々が憩い、散策や回遊ができるよう、魅力的な空間にしていくためには、テラスが遊歩道として利用できる修景工事が重要であります。

また、人々が川に近づく空間が整備されることによって、イベント利用などによるにぎわいが生まれることが期待でき、私もオープンテラスのイベントには何度も足を運ばせていただいておりますし、またテラスの連続化によって、ウォーキングルートやランニングコースとして活用されていることは事務事業質疑でも言及があったところであります。

そこで、私の地元荒川区においてもテラスの修景工事を着実に進めていただきたいと思いますと考えますが、荒川区内の隅田川におけるテラスの修景整備の取組状況について伺います。

○齊藤河川部長 荒川区内の隅田川では、計画延長約八キロメートルでテラスの修景整備を進めており、これまでに約六・一キロメートルが完成しております。

現在、千住大橋上流部の約四百メートルでインターロッキングブロック舗装や植栽の設置などの修景工事を実

施しており、令和五年度に完了予定でございます。これによりまして約六・五キロメートルでテラスの修景整備が完成し、このうち、白鬚橋から京成本線隅田川橋梁までの約三・六キロメートルの区間が連続化されます。

今後ともテラスの修景整備を積極的に進め、魅力的な水辺空間を創出してまいります。

○たきぐち委員 来年度、千住大橋上流部での工事が完了すれば、計画延長八キロのうち約六・五キロで修景整備が完成するという事で、着実に進められているということが分かりました。

こうしたテラスが連続した区間では、多くの人々が水辺を楽しむ姿、散策する姿が見受けられます。テラスが連続したことによってどのような活動がなされているのか、その事例について伺いたいと思います。

○齊藤河川部長 テラスの連続化が進んだことによりまして、散歩やジョギングのほか、地域の活動の場として利用されております。

昨年十月には、岩淵から勝どきまでの隅田川全川におきまして、テラス区間等を活用し、和楽器を演奏しながら練り歩くイベントが開催されました。このイベントでは、荒川区の汐入公園での和太鼓演奏や、宮前公園でのマルシェなども同時に開催され、多くの方々にぎわってございました。

○たきぐち委員 テラスを活用したこうしたイベントというのは、これまでは白鬚橋より下流を中心に行われることが多かったわけでありまして、昨年十月に岩淵水門を起点としたイベントが開催され、宮前公園のマルシェが大変にぎわっていたという話を私も地元の方からも伺ったところであります。ぜひ、こうしたテラス活用のイベントの情報発信なども、建設局が関係団体などと連携して担っていただきたいというふうに思います。

また、イベントだけではなくて、テラスの連続化によって、散歩やジョギングなど日常的な活動の場としてもさらに有効活用されることから、夜間の照明設置に向けた検討、これは我が会派の後藤都議からも求めているところかと思いますが、ぜひ早急に進めていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

あわせて、二か所で予定されている、荒川区の公園整備と併せたスーパー堤防の整備については、区と連携を図って進めていく旨をさきの委員会質疑でも確認をしているところであります。整備促進に向けた取組を改めて求めまして、私の質疑を終わります。